

寒河江市住民向けポータルアプリ等構築業務および  
運用保守業務  
公募型プロポーザル実施要領

寒河江市デジタル戦略課

令和8年5月

# 寒河江市住民向けポータルアプリ等構築等業務および運用保守業務 公募型プロポーザル実施要領

## 1 業務名

寒河江市住民向けポータルアプリ等構築業務および運用保守業務

## 2 目的

寒河江市では、現在さまざまなアプリを導入・運用しているが、複数のアプリが併存しており、それぞれがさまざまな手段で情報発信しているため、市民が必要な情報を見つけづらい状況にある。また、回覧板や通知など、紙での通知が情報の即時性を損なっているほか、受付や申請・健康ポイントの交換などをアナログ的な手法で行っているなど、住民の利便性が低い状態にある。そこで、行政情報や各種サービスを1つのアプリに集約し、住民一人ひとりに必要な情報を配信したり、申請受付など双方向のコミュニケーションを取ることで、行政や地域の課題解決を行うため、住民向けポータルアプリを導入する。

また、現在プレミアム商品券を利用しているアプリは、チャージされた電子商品券を店（約450店舗）で利用する機能のみ実装されており、他のアプリからポイントを付与するには多額の費用がかかり、スマホでの決済にしか対応していない。あらたに導入する地域通貨は、住民向けポータルアプリで導入する、健康アプリ・脳アプリ・ボラインティア等で住民が得たポイントを地域通貨に変換し、地域の中で利用することで、市民の健康増進と地域活性化につなげることを目的とする。

## 3 業務概要

別紙「寒河江市住民向けポータルアプリ等構築および運用保守業務仕様書」（以下、「仕様書」という。）による。

## 4 業務期間

### (1) 構築および運用期間

契約締結日の翌日から令和11年3月31日まで

## 5 提案上限額

総額 71,771,700円（消費税及び地方消費税を含む）とする。

## 6 参加資格要件

公募型プロポーザル方式に参加する者は、次に掲げる要件を満たすものとする。

### (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項の規定に該当しないこと。

- (2) 寒河江市建設工事請負業者等指名停止規定に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 寒河江市業務委託契約約款第38条第1項第10号に該当するものでないこと。
- (4) 寒河江市契約に関する規則（平成9年市規則第12号）第25条第3項の規定による競争入札参加有資格者名簿に登録されている者であること。ただし、登録されていない者であっても、参加申込書等の提出期限までに登録申請をし、本市が受理した場合は参加資格を有するものとする。
- (5) 協力会社がある場合、協力会社は（1）から（3）までの全ての要件を満たしていること。
- (6) その他、当該業務ごとに市長が別に資格を定めるときは、当該資格を有するもの。

## 7 スケジュール

項目	日程
プロポーザル実施の公告	令和8年 5月 12日（火）
質問書の提出期限	令和8年 5月 22日（金）
質問書に対する回答	令和8年 5月 29日（金）
参加申込書・企画提案書等の提出開始	令和8年 6月 1日（金）
参加申込書・企画提案書等の提出期限	令和8年 6月 8日（金）
プレゼンテーション・ヒアリングの実施予定日	令和8年 6月 18日（木）
審査結果の公表・通知	令和8年 6月 下旬
契約の締結	令和8年 7月 月上旬

## 8 実施方法

- (1) 公募型プロポーザル方式手続き開始の公告  
寒河江市公募型プロポーザル方式に係る手続き開始の公告（様式第1号）にてホームページに掲載する。
  - (2) 参加申込書・企画提案書・参考見積書等の提出  
以下により参加申込書・企画提案書・参考見積書等を提出すること。
    - ① 提出書類：
      - (ア) 公募型プロポーザル参加申込書（様式第2号）1部
      - (イ) 企画提案書（様式第6号） 正本1部（要押印）  
副本12部（押印不要）
- ※任意様式の場合は、A4サイズ片面30枚以内とする。
- ・実施体制及び契約締結から構築、運用までのスケジュールを図示すること。
  - ・仕様書の業務内容について、具体的な提案を行うこと。
  - ・提案趣旨やアピールポイントなどを簡潔に分かりやすく記述すること。

- ・アプリ操作方法や画面遷移など分かりやすく記述すること。
- (ウ) 参考見積書(様式第7号) 1部 ※内訳書を添付すること。
  - ・構築費用、住民アプリ利用料(28カ月間)、運用保守費用(28カ月間)など内訳が分かるように積算を記載すること。
- (エ) 上記のほかに全ての提出書類の電子データ(PDFファイル形式)を記録した電子媒体を1部提出するものとする。
- ② 提出期間: 令和8年6月1日(月)から令和8年6月8日(月)まで  
(市の休日を除く。)
- ③ 提出時間: 午前9時から午後5時まで(ただし、正午から午後1時までの時間を除く。最終日にあっては午後4時までとする。)
- ④ 提出場所: 寒河江市デジタル戦略課
- ⑤ 提出方法: 持参又は郵送(必着)によるものとする。  
※郵送の場合、提出期限内に必着させるとともに、書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。
- (3) 審査結果及び決定通知  
審査結果は寒河江市公募型プロポーザル方式の審査に係る審査結果並びに選定者の決定について(通知)(様式第3号)により通知する。
- (4) 質問書の提出  
事業内容や実施要領等に質問がある場合は、以下により質問書を提出すること。
  - ① 提出書類: 質問書(様式第4号)
  - ② 提出期限: 令和8年5月22日(金)午後4時まで
  - ③ 提出場所: 寒河江市デジタル戦略課
  - ④ 提出方法: 電子メール(digital@city.sagae.yamagata.jpまで)  
※電子メール送信後に電話にて電子メールの到着を確認すること。  
(0237-85-1935まで)
- (5) 質問書の回答  
回答書(様式第5号)にて回答をホームページに掲載する。また質問事項の内容によっては、実施要領の追加又は修正する場合がある。その場合も同様にホームページに掲載する。
- (6) その他  
様式等は市ホームページ「入札情報」からダウンロードすること。

## 9 審査

寒河江市プロポーザル審査委員会設置要綱に基づき実施する。

### (1) 企画提案・ヒアリング

審査委員会は、企画提案について以下の審査基準に基づいて評価し、最も優れている

提案者（以下、「受注候補者」という。）1者と次点者1者を決定する。

プレゼンテーション（20分以内）及び質疑応答（5分）を予定。日程については別途通知する。なお、プレゼンテーション時の追加資料の提出及び提示は認めない。パワーポイント等で作成する場合は、企画提案書に沿って作成すること。

※当日はプロジェクター、スクリーンは準備しますが、その他必要な機器は提案者が準備すること。

## (2) 審査基準

審査は①審査委員による審査と②要求仕様及び参考見積額による加点の合算により実施する。

### ① 審査委員による審査

審査は審査委員と商工推進課長と担当課長にて行う。一人当たり持ち点60点とする。

項番	評価項目	審査基準	配点割合
1	事業所の概要・業務の実績	本業務を遂行可能と判断できる実績を有しているか。また、外部認証機関から情報セキュリティ等の認証を受け、個人情報の保護・管理に取り組んでいるかについて評価する。	5
2	体制・スケジュール	実施体制及び業務分担に偏りがいないか等、業務実施体制とスケジュールの妥当性について評価する。	5
3	取組方針 (コンセプト)	本市の考える住民向けポータルアプリおよび地域通貨アプリの目的、目指す姿等を的確にとらえているか。また、業務に対する基本的な考え方や具体的な方針が示されているか。	10
4	デザイン・操作性	利用者が必要としている情報が見つかり、発信したい情報が伝わり、使いやすい、寒河江市らしいサイトデザインとなっているか。また、スマートフォンやタブレット等の多様なデバイスへの対応が提示されているか。	20
5	アプリ機能	基本操作は専門知識がなくてもわかりやすいか。実現できない機能は、代替案が記載されているか。	10
6	拡張性	地域通貨アプリとの連携や今後3年間運用する間の拡張性などについて記載されているか。	10
7	運用・保守体制	サービスの提供時間、定期保守体制や運用保守支	20

		援等の内容について提案されているか。住民向けポータルアプリを運用していく中で発生しうる課題や要望、バージョンアップ等に対し、支援を行えるか。 4年後に運用を延長した場合の運用保守体制・費用について言及されているか。	
8	独自提案	本市の特徴を踏まえたアプリデザイン、情報に即座にたどり着ける画面構成、多様なデバイスへの対応、効果的な情報発信のあり方や昨今のトレンドを考慮したアプリ構築の独自提案がなされているか。 ※ただし、本業務の見積限度額内での提案に限る。	15
9	プレゼンテーション	プレゼンテーション及びヒアリングが分かりやすく、説得力があるか。質疑応答に適切に対応しているか。	5
小計			100
得点 (小計×0.6)			60
※項番1から9において、評価に値しないと判断した場合は0点とする。			

② 要求仕様及び参考見積額による加点

項番	評価項目	審査基準	配点
1	住民向けポータルアプリ要求仕様 (114項目)	提出のあった住民向けポータルアプリ要求仕様一覧の対応状況を評価する。(標準対応で実現できる機能については、2点加算し、その合計を算出する。オプション対応項目について重要と思われる項目は2点加算とする。)	228
2	地域通貨アプリ要求仕様 (60項目)	提出のあった地域通貨アプリ要求仕様一覧の対応状況を評価する。(標準対応で実現できる機能については、2点加算し、その合計を算出する。オプション対応項目について重要と思われる項目は2点加算とする。)	120
3	参考見積額	参考見積額 (構築費) の高低について評価する。価格点は以下の計算式で算出した点数を加点する。 $40 \times (\text{最低見積額} \div \text{評価見積額})$	40
		参考見積額 (運用保守費) の高低について評価	60

		<p>する。価格点は以下の計算式で算出した点数を 加点する。</p> $60 \times (\text{最低見積額} \div \text{評価見積額})$	
小計			448

## 10 契約

審査により決定した受注候補者と随意契約により契約締結の交渉を行う。詳細な契約内容については、その交渉時において仕様書の変更調整を行う場合がある。その場合、再度見積り徴取のうえ随意契約を締結する。

### 11 失格事項

本プロポーザルの提案者若しくは提出された提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とする。

- (1) 参考見積額が予算額の上限額を超えた場合
- (2) 提案書の提出方法、提出先及び提出期限に適合しない場合
- (3) 提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しない場合
- (4) 提案書等提出期限後からプレゼンテーション・ヒアリング実施日までに参考見積書内の金額に修正を行った場合
- (5) プレゼンテーション・ヒアリングに出席しなかった場合、担当者（協力会社を含む）以外の者が出席した場合
- (6) 後日、虚偽の内容が記載されていると判断した場合
- (7) 審査結果に影響を与えるような工作が行われた場合（行われたと疑われる場合も含む）

### 12 応募者が多数の場合の取扱い

応募者が6者以上の場合、内容提案書等の書面審査による一次審査を行う場合がある。一次審査は担当部署により、「9 審査（2）審査基準」に沿って審査する。ただし、「①審査委員による審査 項番9」は審査対象外とする。この場合、上位5者を一次審査通過者とし、一次審査通過者を対象としたプレゼンテーション等への通知を行う。一次審査非通過者については別途通知する。

### 13 応募者が1者又はない場合の取扱い

- (1) 応募の結果、応募者が1者の場合、審査委員会による評価を実施し、企画提案書の平均点数が60点以上となった場合業務を適切に実施できると判断し、当該者を受注候補者として決定する。
- (2) 応募者がない場合は審査委員会に諮ったうえで再度募集するものとする。

#### 1 4 その他留意事項

- (1) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合には、提出書類を無効とするとともに、指名停止措置を行うことがある。
- (3) 原則、提出書類は返却しない。なお、審査の過程で複製を作成することがある。
- (4) 書類の作成、提出及びその説明に係る経費は、提案者の負担とする。
- (5) 審査結果等に関する問い合わせ、異議申し立ては受け付けないものとする。
- (6) 応募者の個人情報の取扱いについては、審査においてのみ利用する。

#### 1 5 担当部署

本業務の担当部署は次のとおりとする。

〒991-8601 山形県寒河江市中央一丁目9番45号

寒河江市デジタル戦略課

電話番号：0237-85-1935

ファックス：0237-86-7220

電子メール：[digital@city.sagae.yamagata.jp](mailto:digital@city.sagae.yamagata.jp)